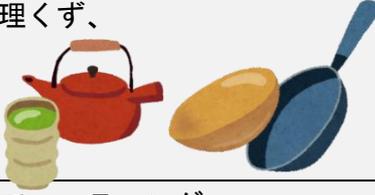


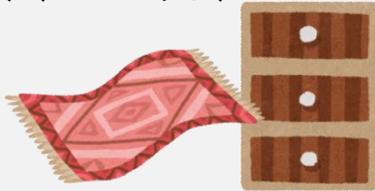
家庭での「ごみの分別区分と出し方」

収集・回収を行うごみと再生資源（12分別）

分別区分		主な品目	出し方の注意
① 可燃ごみ	生ごみ類	野菜・魚・肉などの調理くず、 食べ残し、お茶がら、 固めた食用油等の 台所ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは、水切りを十分にする ●木片等は、厚さ5cm、幅10cm、長さ50cm以内にする ※長さ50cmを超えるものは、可燃性粗大ごみ ●金属のキャップ（ふた）は取り外す
	紙くず類	ビニール・セロハン等でコーティングされた紙、紙くず、使い捨てカイロ、紙おむつ（汚物は取り除く）等 	
	木くず類	少量の草（土は取り除く）、落ち葉、木片、植木の剪定枝等 	
	布くず類	ハギレ、綿、布地、再生資源として不適当な布類	
	プラスチック類	ラーメン等のカップやプラスチック容器、調味料等の台所のプラスチック製品、ヘルメットプラスチック製のキャップ（ふた）、ライター 	
② 不燃ごみ	金属類	料理用器具（鍋、やかん、フライパンなど）、金属キャップ（ふた）、アルミホイル、アルミ箔、包丁（刃物部分の保護を行う） 	<ul style="list-style-type: none"> ●一斗缶（23cm×23cm×35cm）に入る大きさのもの ●腐敗、悪臭のするものは取り除き、軽く洗うこと ●コード・ケーブル類は50cm以内に束ねること
	陶磁器類	茶碗・皿などの食器、土鍋、花瓶、七輪 	
	ガラス類	化粧品のびん、中が洗にくい食用油・ドレッシング等のびん・缶等、ガラスの食器類、割れた鏡・ガラスの破片、白熱球等 	
	その他	砥石、すずり、一斗缶に入る大きさのもの 	
③ 小型家電		CDプレーヤー、懐中電灯、ドライヤー等 	●電池は取り除く 
④ びん類		ジュースびん、洋酒びん（日本酒の小びん等）、ドリンクびん、調味料等のびん ※一升びん、ビールびんは資源回収又は酒屋さんへ	<ul style="list-style-type: none"> ●中を洗って、キャップ（ふた）を外して出す ●錆びたり汚れの落ちないもの、油類の入っていたものは不燃ごみに出す
⑤ 缶類	スチール缶 スプレー缶	ビール・ジュース缶、缶詰（中身の無いもの）ガスカセットボンベやスプレー缶（使い切って穴を開けて）等	
	アルミ缶		

水切りをしっかりとお願いします。

小型電気器具の詳細等は家電リサイクルのページもご覧ください。
→P34~39

分別区分		主な品目		出し方の注意
⑥紙・布類	紙類	新聞、チラシ広告	ダイレクトメール等は取り除き、ビニール袋は可燃、冊子は雑誌類に出してください	<ul style="list-style-type: none"> ●紙類は分類ごとにひも等で結んで出す 
		雑誌・雑紙	カタログ、パンフレット、包装紙、箱類、郵便物、単片の紙、雑誌、封筒等	
	布類	ダンボール	ボール紙は雑紙類で	<ul style="list-style-type: none"> ●綿の入ったものは可燃ごみへ ●ひもで結ぶ、又は透明な袋に入れること
		古着（化繊の衣類も含む）、毛布		
⑦牛乳パック		1000ml・500mlの牛乳・ジュース類パック		<ul style="list-style-type: none"> ●牛乳パック類は洗って乾かして出す
⑧発泡スチロール、トレー		食品用トレー、発泡スチロール容器、電気製品等の包装材発泡スチロール		<ul style="list-style-type: none"> ●発泡スチロール、トレーは汚れを落として出す 
⑨ペットボトル		飲料用、酒類（日本酒、焼酎、ウイスキー、本みりん等）、しょう油のペットボトル		 <ul style="list-style-type: none"> ●PETのマークが目印です ●汚れの落ちないものは可燃ごみに出す
⑩可燃性粗大ごみ		木製の家具、畳、障子戸、カーペット、じゅうたん、布団、ポリタンクなどのプラスチック製品		<ul style="list-style-type: none"> ●縦横80cm×長さ2m以内 ●木竹は直径10cm以下で長さ2m以内 ●畳は3枚まで 
⑪不燃性粗大ごみ		家庭用電気製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機を除く）、電気こたつ（電熱器具を外せば可燃性粗大ごみ）、ワープロ、一斗缶、自転車、三輪車、一輪車、車椅子、乳母車、物干し竿（2m以内）、金属製の家具		<ul style="list-style-type: none"> ●一斗缶（23cm×23cm×35cm）に入らない大きさで、縦横80cm×長さ2m以下のもの ●家電品等を買替える時は、販売店へ引取りを依頼する 
⑫有害ごみ		 蛍光管（直管型、環型、電球型）、乾電池（単1～5、9V）、ボタン電池、充電池一体型製品（充電池が取り外せない小型家電；電気シェーバーなど）		<ul style="list-style-type: none"> ●蛍光管は箱に入れるか、新聞にくるんで出す ●電池はプラス極、マイナス極をテープで絶縁する <p style="background-color: yellow; text-align: center;">詳しくは P40 をご覧ください</p>
<p>家電リサイクル法の施行にともない「エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機」は収集しません。</p> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">詳しくは P32</p>				